

令和4年度 三島市保育料表(2号認定・3号認定用)

階層区分	定義	月額保育料(円)				
		3号認定		2号認定		
		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0(※)		
B	市民税非課税世帯	0	0			
C1	市民税均等割のみの世帯	8,800 (4,400)	8,700 (4,350)			
D1	市民税所得割課税世帯	市民税所得割額 48,600円未満	9,800 (4,900)		9,600 (4,800)	
D2		48,600円以上 73,000円未満	15,000 (7,500)		14,800 (7,400)	
D3		73,000円以上 97,000円未満	18,000 (9,000)		17,700 (8,850)	
D4		97,000円以上 134,000円未満	26,700 (13,350)		26,300 (13,150)	
D5		134,000円以上 169,000円未満	29,800 (14,900)		29,300 (14,650)	
D6		169,000円以上 246,000円未満	36,200 (18,100)		35,600 (17,800)	
D7		246,000円以上 301,000円未満	38,600 (19,300)		38,000 (19,000)	
D8		301,000円以上 397,000円未満	51,000 (25,500)	50,200 (25,100)		
D9		397,000円以上	60,400 (30,200)	59,300 (29,650)		

(備考)

- ・ 保育料は、教育・保育を提供するにあたって通常必要となる費用の全部又は一部を利用者に負担していただくものです。
- ・ 保育料は、子どもの父母の市民税額の合計により算定します。ただし、子どもの父または母の保育料の対象となる年の収入額がそれぞれ103万円未満の場合、児童と同一の世帯に属して同居している祖父母等(児童から見た直系血族)を含め、その世帯において最多収入である者の市民税額により算定します。
- ・ この保育料は、保育園、認定こども園(保育園部)及び小規模保育等に通う利用者が対象となります。
- ・ 生計を一にしている子ども等の2人目は半額(カッコ内の数字)、3人目以降は無料となります。
- ・ 母子家庭、父子家庭及び在宅障がい児(者)のいる世帯の保育料は、C1・D1・D2階層及びD3階層のうち市民税所得割額77,101円未満について、3歳児未満はそれぞれの金額より1,000円減額した額から生計を一にする子ども等の1人目は半額、2人目以降は無料とし、3歳児以上はそれぞれの金額より1,000円減額した額から生計を一にする子ども等の1人目は半額もしくは6,000円の低い方の金額、2人目以降は無料とします。
- ・ この階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。
- ・ この保育料とは別に、各園によっては教材費などの実費徴収や上乗せ徴収があります。

※ 3歳以上児(2号認定)の保育料については、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月1日から0円となりました。